

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局		（ 20 年度）
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>(財) 仙台市医療センター 1 補助金 (2) 補助対象事業経費の範囲 ⑬仙台オープン病院改築支援事業補助</p> <p>現在の補助対象経費の負担割合は、仙台オープン病院開設後建替え前に建設費を負担した主体が基本的にその割合で改築資金を負担するという考え方を基本として、当該建設費の約 59%を市の負担額として補助対象事業経費を算出している。仙台オープン病院の設立経緯が公設民営にあったことを考慮はするも、公はあくまでも病院建設という投資リスクを負うものであり、その運営を行う民は適正賃借料を負担の上、病院経営にあたるのが本来の姿であるというのは、民間の病院建設費を公が負担していないことを考えると自明である。</p> <p>仙台市が補助金を支出できるのは、公益上必要がある場合に限られており（地方自治法 232 条の 2）、公益上必要のある政策医療としての過疎地等における一般医療、救急医療、高度・先進医療などを負担割合として明確に算定せず、仙台オープン病院開設後建替え前に建設費を負担した主体が基本的にその割合で改築資金を負担するという考え方は補助対象経費の範囲の考え方として不適切である。</p>	<p>平成 27 年度より改築が行われる同病院救急センター棟（C棟）の新たな改築事業の補助を行うにあたっては、救急医療、災害時医療および危機管理に対応する用途部分は政策医療部分として市の負担とし、それ以外の通常診療機能拡充や入院環境改善等に関する用途部分は仙台市医療センターの負担とすることとした。具体的には、新救急センター棟建設に係る経費のうち救急医療対応部分である救急センター等は 100%、災害時医療対応部分であるトリアージスペースは、平常時は総合外来として活用されることから 50%、危機管理対応部分である感染症対策多目的室等は、通常利用に供する時間を勘案し国の補助金要綱を準用して 50%を市が負担することとした。</p>	